



42. 第一種運転免許 (第一種免許)

第二種運転免許が必要な場合を除き、自動車や原動機付自転車を運転しようとする場合に必要ない免許をいいます。

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許、けん引免許の10種類があります。

43. 第二種運転免許 (第二種免許)

旅客自動車を旅客運送のために運転しようとする場合や、自動車運転代行業として他人の自動車を代行運転する場合に必要な免許をいいます。受験資格はつぎのとおりです。

① 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許の場合

● 21歳以上（法令で定められた教習を修了した場合は19歳以上）であること。

● 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許のいずれかを現に受けていること。

● 上記のいずれかの免許を受けていた期間が通算して3年以上（乗務員として旅客自動車に2年以上乗務した経験がある場合や自衛官として自衛隊用自動車を2年以上運転した経験がある場合は2年以上、法令で定める教習を修了した場合は1年以上）あること。

② けん引第二種免許の場合

①のほか、けん引免許を現に受けていること。

③ 他の種類の第二種免許を受ける場合

● 新たに受けようとしている第二種免許と異なる種類の第二種免許を現に受けていること。

44. 仮運転免許 (仮免許)

練習や試験などのために大型自動車や中型自動車、準中型自動車、普通自動車を運転しようとする場合に必要ない免許をいいます。

大型仮免許と中型仮免許、準中型仮免許、普通仮免許の4種類があります。

45. 運転資格

緊急自動車を運転するときは、それぞれの運転免許のほか、つぎの資格が必要です。（公安委員会の審査に合格した人などは除きます。）

① 中型自動車、準中型自動車の場合

21歳以上で免許取得3年以上

② 普通自動車の場合

免許取得2年以上

③ 大型自動二輪車および普通自動二輪車の場合

免許取得2年以上

46. 強制保険

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）や自動車損害賠償責任共済（責任共済）をいいます。自動車（農耕作業用小型特殊自動車を除く。）や原動機付自転車を、強制保険に加入していなければ運転してはいけません。

47. 任意保険

運転者が任意で加入する保険をいいます。強制保険でできる損害賠償は、人身事故に限られる、自損事故は含まれない、賠償額に限度があるなど必ずしも十分ではないため、任意保険にも加入しておく必要があります。

48. 旅客自動車運送事業

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいいます。一般旅客自動車運送事業と特定旅客自動車運送事業とがあります。

49. 一般旅客自動車運送事業

特定旅客自動車運送事業にあたらない旅客自動車運送事業をいいます。

50. 特定旅客自動車運送事業

特定の人の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業をいいます。

2 第二種免許の種類と運転できる車種

第二種免許には、大型、中型、普通、大型特殊、けん引の5種類があります。
それぞれの免許によって運転できる旅客自動車は、つぎのとおりです。*1

*1
受験資格については、P.8を参照。

旅客自動車の種類 第二種免許の種類	大型自動車	中型自動車・ 準中型自動車	普通自動車	大型特殊自動車
				
大型 第二種免許	●	●	●	
中型 第二種免許		●	●	
普通 第二種免許			●	
大型特殊 第二種免許				●
けん引 第二種免許	大型、中型、準中型、普通、大型特殊自動車のけん引自動車で、旅客を運送する目的で旅客用車両をけん引する場合に必要な免許です。			

3 旅客自動車の運転者の要件

運送法25
運転者の要件に関する
政令

旅客自動車の運転者は、年齢や運転経験など、つぎにあげる一定の要件を備えていなければ、旅客運送の業務に従事することができません。

- ① 21歳以上（法令で定められた教習を修了した場合は19歳以上）であること。
- ② 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（総排気量660ccをこえるものに限り）、けん引自動車である大型特殊自動車のいずれかの運転の経験が、通算して3年以上（乗務員として旅客自動車に2年以上乗務した経験がある場合や自衛官として自衛隊用自動車を2年以上運転した経験がある場合は2年以上、法令で定める教習を修了した場合は1年以上）であること。
- ③ 運転する旅客自動車の車種に応じた第二種免許を受けていること。（免許の効力が停止されている場合を除きます。）

20. 駐車禁止



車は、駐車をしてはいけません。

(316)

21. 駐車余地



車の右側に、補助標識で示された余地をあけないと駐車してはいけません。

(317)

22. 時間制限駐車区間



時間を限って同一の車が引き続き駐車することができる道路の区間を示します。なお、車は、表示された時間をこえて駐車してはいけません。
(この場合は、8時から20時まで、60分の間は駐車できます。)

(318)

矢印の方向に、パーキング・チケット発給設備、パーキング・メーターを設置する時間制限駐車区間があることを示す表示板です。



23. 危険物積載車両通行止め



火薬類、爆発物、毒物、劇物などの危険物を積載する車は通行できません。

(319)

24. 重量制限



総重量(車の重さ、荷物の重さ、人の重さの合計)が、表示された重量をこえる車は通行できません。

(320)

25. 高さ制限



地上からの高さ(荷物の高さを含む)が、表示されている高さをこえる車は通行できません。

(321)

26. 最大幅



表示されている幅をこえる車(荷物の幅を含む。)は通行できません。

(322)

27. 最高速度



車と路面電車は、表示された速度をこえて運転してはいけません。
ただし、つぎの車は表示された速度が法令で定められた最高速度(法定速度)より高い場合は、法定速度をこえて運転してはいけません。

- ① 原動機付自転車
- ② けん引自動車以外の自動車で、他の車をけん引する自動車

(323)

28. 特定の種類の車両の最高速度



大 貨 等

補助標識で示された車は、表示された速度をこえて運転してはいけません。

(323の2)

29. 最低速度



自動車は、表示されている速度に達しない速度で運転してはいけません。

(324)

30. 自動車専用



高速自動車国道または自動車専用道路であることを示します。

(325)

31. 自転車専用



- ① 自転車道や自転車専用道路を示します。
- ② 普通自転車以外の車と歩行者は、通行できません。

(325の2)

32. 自転車及び歩行者専用



- ① 自転車歩行者専用道路を示し、普通自転車と歩行者以外は通行できません。
- ② 普通自転車が通行できる歩行者用道路であることを示します。
- ③ 普通自転車が通行できる歩道であることを示します。

(325の3)

33. 歩行者専用



- ① 歩行者専用道路（歩行者だけの通行のために設けられた道路）を示します。
- ② 歩行者用道路を示します。

(325の4)

34. 許可車両専用

標識板に示された車で、道路管理者の許可を受けた車が停留することができる施設であることを示しています。



路線バス、貸切バスなど



(タクシー)



(トラック)

(325の5-A～C)

35. 許可車両(組合せ)専用



標識板に示された車で、道路管理者の許可を受けた車が停留することができる施設であることを示します。

(325の6)

36. 広域災害応急対策車両専用



定められた駐車場で、広域災害応急対策時に道路管理者が認める車・人以外の車や人がその駐車場を利用できないことを示します。

(325の7)

37. 一方通行



車は、矢印の示す方向の反対方向には通行できません。

(326-A・B)

38. 自転車一方通行



自転車は、矢印の示す方向の反対方向には通行できません。

(326の2-A・B)

39. 車両通行区分



車は、標識板の示す通行区分に従って通行しなければなりません。

(327)

40. 特定の種類の車両の通行区分



大型貨物自動車と特定中型貨物自動車、大型特殊自動車は、左から一番目の車両通行帯を通行しなければなりません。

(327の2)

41. けん引自動車の高速自動車国道通行区分



けん引自動車は、標識板の示す通行区分に従って通行しなければなりません。

(327の3)

42. 専用通行帯



標識板に表示された車の専用の通行帯を示します。

(327の4)

43. 普通自転車専用通行帯



普通自転車の専用の通行帯を示します。

(327の4の2)

44. 路線バス等優先通行帯



路線バスなどの優先通行帯を示します。

(327の5)

45. けん引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間



けん引自動車は、左から一番目の車両通行帯を通行しなければなりません。

(327の6)

46. 進行方向別通行区分

こうさてん しんこう ほうこうべつ つうこうくぶん しめ
交差点で進行する方向別の通行区分を示します。



(327の7-A~D)

47. 原動機付自転車の右折方法(二段階)



げんどうきつきじてんしゃ うせつ とう さいてん そくたん そ つうこう にだんかい う
原動機付自転車は、右折するとき、交
差点の側端に沿って通行し、二段階右
折をしなければなりません。

(327の8)

48. 原動機付自転車の右折方法(小回り)



げんどうきつきじてんしゃ うせつ とう さいてん ちゅうおう いっぽうつうこうろ みぎはし
原動機付自転車は、右折するとき、あら
かじめ道路の中央に(一方通行路は右端
に)寄り、右折しなければなりません。

(327の9)

49. 環状の交差点における右回り通行



かんじょう こうさてん ぐるま みぎまわ つうこう
環状の交差点であり、車は右回りに通行
しなければなりません。

(327の10)

50. 平行駐車



くるま ちゅうしゃ どうろ はし たい
車は、駐車するとき、道路の端に対して
平行に止めなければなりません。

(327の11)

51. 直角駐車



くるま ちゅうしゃ どうろ はし たい
車は、駐車するとき、道路の端に対して
直角に止めなければなりません。

(327の12)

52. 斜め駐車



くるま ちゅうしゃ どうろ はし たい
車は、駐車するとき、道路の端に対して
斜めに止めなければなりません。

(327の13)

53. 警笛鳴らせ



くるま ろめんでんしゃ けいおんき な
車や路面電車が、警音器を鳴らさなけ
ればならない場所を示します。

(328)

54. 警笛区間



くるま ろめんでんしゃ けいおんき な
車や路面電車が、警音器を鳴らさなけ
ればならない区間を示します。

(328の2)

55. 徐行



くるま ろめんでんしゃ じょうこう
車と路面電車は、徐行し
なければなりません。

(329のA・B)

56. 前方優先道路



こうさき ぜんぼう どうろ
交差する前方の道路が
優先道路であり、車や
路面電車は、徐行しなけ
ればなりません。

(329の2-A・B)

57. 一時停止



くるま ろめんでんしゃ こうさてん
車や路面電車は、交差点
の直前(停止線があるとき
は、その直前)で一時停止
しなければなりません。

(330のA・B)

58. 歩行者通行止め



ほこうしゃ つうこう
歩行者は、通行できません。

(331)

59. 歩行者横断禁止



ほこうしゃ おうだん
歩行者は、横断できませ
ん。

(332)

3 乗車または積載の制限

法57 I
令22、23
保安基準
53 II

14

乗車と積載

1 乗車定員と積載の制限

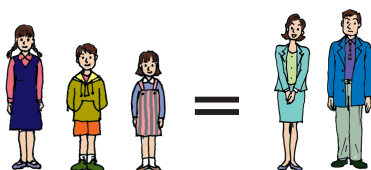
車の運転者は、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限をこえて、人を乗車させたり、荷物を積んだりして運転してはいけません。

● 乗車定員と積載の制限

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさと積載の方法
普通自動車 中型自動車 大型自動車 大型特殊自動車	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている乗車定員 〔ミニカーは1人〕	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている最大積載量 〔ミニカーは90kg〕	自動車の長さ×1.2以下 （積み方は前後に自動車の長さの$\frac{1}{10}$以下） 自動車の幅×1.2以下 （積み方は左右に自動車の幅の$\frac{1}{10}$以下） 三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車は、高さ2.5m以下
普通自動車 大型自動車 〔側車付を除く〕	1人 〔運転者用以外の座席があるものは2人〕	60kg	積載装置の長さ +0.3m以下 積載装置の幅 +左右0.15m以下
自転車 原動機付自転車	1人	30kg	
小型特殊自動車	1人 〔運転者用以外の座席があるものは2人〕	700kg	自動車の長さ×1.2以下 （積み方は前後に自動車の長さの$\frac{1}{10}$以下） 自動車の幅×1.2以下 （積み方は左右に自動車の幅の$\frac{1}{10}$以下）

● こどもが乗車する場合の計算のしかた

12歳未満のこどもは、3人を大人2人として計算します。



乗車定員の計算のしかた

$$(\text{乗車定員} - \text{乗車した大人の数}) \times 1.5 = \text{乗車できるこどもの数}$$

※小数点以下は切り捨てます。

練習 乗車定員5人の自動車に大人2人が乗車した場合、こどもは何人乗せることができるでしょうか？

答え

人

* 1

積載方法の高さ制限

公安委員会が道路または交通の状況により支障がないと認めて、4.1mをこえない範囲で高さを定める場合があります。



ちょっと注目

特定の構造の普通自動車や大型特殊自動車は…

つぎのような自動車の乗車定員と最大積載量は、以下のようになります。（運転者用以外の座席がある場合の定員は〈〉内）

- ① 35km/h以上の速度を出すことができない構造の農業用薬剤散布車である普通自動車
…定員 1〈2〉人
積載 1,500kg
- ② 35km/h以上の速度を出すことができない構造の農耕作業用自動車である大型特殊自動車
…定員 1〈2〉人
- ③ 車体の大きさが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下で、15km/hをこえる速度を出すことができない構造の大型特殊自動車
…定員 1〈2〉人
積載 1,000kg

※解答は次ページ